

News Release

2020年5月1日

民間金融機関による実質無利子融資制度の取扱い開始について

このたびは、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けていらっしゃる皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社十八銀行（取締役頭取 森 拓二郎）では、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けていらっしゃる長崎県内の事業者さまを支援するため、2020年5月1日（金）から、実質無利子融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【商品概要】

名 称	新型コロナウイルス感染症対応資金
対 象 と な る お 客 様	次のいずれかに該当する長崎県内の法人または個人事業主 ①セーフティネット保証4号の認定を受けた事業者（売上高▲20%以上） ②セーフティネット保証5号の認定を受けた事業者（売上高▲5%以上） ③危機関連保証の認定を受けた事業者（売上高▲15%以上）
資 金 使 途	運転資金・設備資金
ご 融 資 限 度 額	3,000万円
ご 融 資 利 率	①、③……………1.3%（当初3年間利子補給により実質0%） ②のうち個人事業主かつ小規模企業者……………1.3%（当初3年間利子補給により実質0%） ②のうち個人事業主かつ小規模事業者以外…1.3% （本融資制度お借入れ後、金融機関あてに借入利子を支払っていただきますが、後日利子補給を受けていただきます。詳しくは十八銀行本支店窓口にご確認ください。）
保 証 料 率	①、③……………0.0%（国が全額負担） ②のうち個人事業主かつ小規模企業者……………0.0%（同上） ②のうち個人事業主かつ小規模企業者以外…0.425%（但し保証免除の場合は0.525%）
ご 融 資 期 間	10年以内（据置期間5年以内）
保 証 人	原則として法人は代表者のみ、個人は不要
取 扱 期 間	2020年5月1日～2020年12月31日（保証申込受付分） （危機関連保証の融資実行は2021年1月31日まで）
制 度 運 営 主 体	長崎県

- ※ お借入を希望される場合は、別途申込書類のご提出や審査、ご契約等の手続きが必要となります。
- ※ 銀行および長崎県信用保証協会所定の審査を行い、審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 本融資制度については、業種や企業規模によって利用できない場合がございます。詳しくは十八銀行本支店窓口にお尋ねください。

以 上

《 本件に関するお問合せ先 》

十八銀行 営業統括部 TEL 095 - 828 - 8861